

拓心中学校いじめ防止基本方針

1. いじめ防止のための基本理念

- いじめは、どの学校、どの学級、どの生徒にも起こりうるものであり、全ての生徒に関する問題であるという認識に立つ。
- 全ての生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われないうことを目指して防止などの対策を行う。

いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為

- ① 全ての生徒がいじめを行わないこと。
- ② 全ての生徒がいじめを認識しながら放置することがないようにすること。
- ③ 集団全体にいじめを許容しない雰囲気を形成すること。
- ④ いじめを解決していく過程で、そこに関わる生徒の人間的な成長を期して行うこと。

2. いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめ防止対策推進法第2条

いじめに当たるかどうかは表面的、形式的に判断することなく、いじめられている生徒生徒の立場に立って判断することが肝要である。また、その際には、「心身の苦痛を感じているもの」という要件が限定して解釈されることのないよう留意する必要がある。

また、いじめの加害・被害という二者関係だけではなく、学級や校外の所属集団の構造から発生する問題もあることに注意していく必要がある。加えて、観衆としてはやし立てたり面白がったりする存在や暗黙の了解を与えている傍観者の存在にも注意を払う必要がある。

3. いじめを未然に防止するための基本的な考え方

(1) いじめの防止

いじめ問題の克服には、いじめの未然防止が重要である。生徒を社会性のある人間に育てることで、いじめを生まない土壌をつくることである。

そのためには、全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことを教育活動全般を通じ、実生活における行動として身につけさせることが必要である。生徒の豊かな心育ちで人権意識を高め、お

互いの人格を尊重し合える態度を育成し、適切な人間関係を構築する力を養成することが重要である。

また、いじめの背景にはストレスなどの要因もあることから、生徒のストレスマネジメントの能力も向上させる必要がある。

そして、いじめの問題は社会全体で考え、対応していかなければならないことから、生徒が自己有用感や充実感を感じられるような働きかけを、学校・家庭・地域が一体となって取り組んでいけるような連携を図っていくことも重要である。

なお、教職員に直接・間接的にいじめを生み出す可能性があることを理解しなくてはならない。教職員の不用意な言動が結果的にいじめの発生につながったり、教職員の指導が徹底されず、いじめの温床を存続させてしまう可能性があることに十分留意することが必要である。

(2) いじめの早期発見

いじめの問題は早期発見、早期解消に尽きる。いじめは通常、大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくい、判断しにくい状況で行われることを子どもを取り巻く大人が認識する必要がある。些細な兆候であっても見逃さないよう、細心の注意を払うことが肝要である。

そのためには、アンケート調査や教育相談の実施を計画的に行うこと、そして、何よりも日常的な生徒との関わりが大切である。生徒の発するわずかなサインを見逃さない大人の側の感受性を高めること、生徒が教職員や周りの大人に相談しやすい環境を整えることが大切である。また、「いじめ相談窓口」などの関係機関についての周知も十分に行う。

(3) いじめへの対処

いじめを認知したら、直ちにいじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。そして、いじめを行った生徒に対して事情を確認した上で適切に指導することが基本である。なお、指導は「いじめ防止対策委員会」を中心に、組織的に行うことが肝要である。そのため、体制の整備を行うこと、対処方法などの研修を実施しておく必要がある。

また、家庭への連絡や教育委員会への相談の他、事案に応じて関係機関と連携することが必要である。

(4) 家庭・地域・関係機関との連携

学校だけで教育は完結し得ず、学校・家庭・地域の連携なくして生徒の健やかな成長を図ることは困難である。社会全体で子どもを見守り、働きかけていくことが求められる。

いじめ問題にしても、PTAや地域の関係団体などと協議することや、学校運営協議会を活用するなど、子どもを中心に関わり合い、多様で有効な対策が立てられ、取り組んでいかなければならない。

また、学校の指導では限界があり、十分な効果が上げることが困難な場合は、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、地方法務局 等）との連携が必要である。

なお、自校に在籍しているかどうかは問わず、性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒に対し、学校としての適切な対応ができるように、研修を通して正しい理解と対応方法について理解を図る。

4. いじめ防止対策委員会

(1) 目的

いじめ防止対策推進法第22条に基づき、本校におけるいじめの防止、早期発見及び対処などに関する措置を実効的に行うために「拓心中学校いじめ防止対策委員会」を設置する。

(2) 機能

- ① 学校で把握したいじめに対して、組織的な対応を行う。また、その取り組みに対して協議、調整、評価などを行う。
- ② 外部の専門家などから意見を聞き、学校の対応などに活かす。
- ③ 学校で把握したいじめの重大事態に対し、関係機関と連携し対応する。

(3) 構成

① 基本構成

校内	校長、教頭、生徒指導主事、当該する学級担任や部活動顧問など、養護教諭
校外	スクールカウンセラー、民生児童委員 等 ※必要に応じて

- ② いじめ問題の状況に応じ、専門的な知識を有する人間、教育委員会職員などの必要な人員を加える。なお、PTAとの連携を図るために、必要に応じPTA会長を構成員とする。
- ③ 上記②について、構成となる必要がないという場合でも、状況に応じて報告、相談をする。また、必要に応じてPTA役員会も開催し、報告、相談をする。

5. いじめ防止のための取り組み

(1) いじめについての共通理解の促進

- ① 校内研修や職員会議で「拓心中学校いじめ防止基本方針」の共通理解を深め、即時対応でき、実効性のあるものものにしていく。
- ② 生徒に対して、人権学習やネットトラブル・いじめについて、その他の学習の機会を適宜設ける。
- ③ PTA総会や学級懇談会などで、保護者と共にいじめについて考え、話し合う機会を設ける。また、専門家などの講話などを聞く機会を設ける。

(2) いじめを生まない指導の工夫

- ① あらゆる教育活動で、相手を尊重する態度、わかり合う努力や安心・安全な生活を築くために必要なことなどを考え、実践的に学ぶ機会となるよう工夫する。
- ② 生徒会を中心に、「人権週間」などの機会を利用し、いじめについて考え、話し合う機会を設けるなどして、いじめを生まない取り組みを進める。
- ③ 定期的な教育相談やアンケート調査、日常的な生徒との交流を通して、生徒の人間関係などの状況を把握することや生徒が発するサインを見逃さずに、いじめの未然防止、早期発見に努める。

- ④ 生徒会やPTA、教職員の共同で、スマートフォン・ICT端末などの使用についてのルールを決め、それを守る努力をお互いの連携を持って進める。
- ⑤ 開かれた学校づくりに努め、保護者や地域住民、関係者とのコミュニケーションを図り、子育ての共同体としての力あわせに努める。

道徳や特別活動での生徒の心育ちのための指導が重要なことは誰もが認識するところである。そして、それと同時に考えなくてはならないことがある。それは授業である。

学校生活の大半を占める授業が、生徒にとってわからない、つまらないものだと、授業規律は確立しにくい。その結果、意欲的な学校生活、落ち着いた学校生活は難しくなってくる。そうした状況下で、学校行事や校外活動などで生徒の力の伸張、人間的な成長を図ろうとしても、日常の学校生活が充実していなければその場限りのものになりやすく、以後の生活に結びついていくことは難しい。

やはり、生徒にとって学ぶ価値のある、楽しいと思える授業づくりがいじめを生まない、安定した学校づくりの根底である。その上での種々の教育活動である。

- 授業の腕を上げる。研鑽に努め、できる実感を味わわせる授業を創造していく。
- 学校行事や体験活動などを通して達成感や感動を共有することで、人と関わることの喜びや大切さに気づかせる。また、感謝する心や協力する心を育む。
- 様々な教育活動において、自分が認められている、役立っているなどの自己有用感や自己肯定感を獲得していく場面や機会を設定する。
- 共感的な生徒理解に努める。生徒を傷つけたり、いじめを助長させるようなことのないように、指導のあり方には十分に注意する。

教職員として、一人の人間としての人権意識が指導のベースとなる

6. いじめに対する措置

(1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ① いじめと思われる状況（行為）を発見した場合は、すぐにその場でその行為を止める。
- ② いじめの疑いがある相談や訴えなどがあった場合は、いじめられている生徒や通報してきた生徒などの立場に立って、話を十分に聞いた上で迅速な対応を行う。
- ③ いじめられた生徒や報告してきた生徒の安全を確保する。

(2) いじめの事実確認と報告

- ① 速やかにいじめ防止対策委員会が中心となって状況を整理し、今後の対応について協議する。
- ② 当該の生徒にいじめの事実確認を行う。事実確認の際には、一方的、一面的な解釈で対処しないこと。また、プライバシー保護の観点を忘れないこと。
- ③ 事実確認の状況を対策委員会で共通にし、その後の対応について改めて協議する。
- ④ ③の後、速やかに家庭訪問により、いじめの被害・加害の生徒の保護者に事実確認及び今後の対応について伝える。

- ⑤ 状況に応じて関係機関との連携を図る。なお、いじめが犯罪行為、犯罪行為と疑われると認められるときにはや重大な被害があると判断される場合は、警察と相談し適切に対応する。

(3) 関係する生徒及びその保護者への対応

- ① 全力を挙げて生徒を守る体制をつくり、被害を受けた生徒及びその保護者に学校としての対応について伝える。可能な限り不安の解消に努める。
- ② 加害の生徒に対し、教育的配慮のもとで指導を行う。
- ③ 被害を受けた生徒が安心して教育を受けられる環境を確保する。必要に応じて、加害の生徒に対する別室指導や出席停止などの措置をとる。

(4) いじめが起きた集団への指導

- ① 学級での話し合いや全校集会を開き、いじめは一人の人間の人生を狂わせてしまう可能性のある行為であり、絶対に許されないことを理解させる。
- ② 話し合い活動などで、いじめを根絶しようとする態度を育てる。
- ③ はやし立てる行為はいじめに荷担する行為であることを理解させる。
- ④ いじめを止めることができない場合には、誰かに知らせる勇気を持たせる指導をする。
- ⑤ 必要に応じて保護者会を開催する。その際には、単なる事実経過や学校の方針の説明だけでなく、いじめの防止についての理解を促進する。また、学校と保護者との連携でいじめを生まない環境づくりについて共通理解を図る。

(5) インターネットにおけるいじめへの対応

- ① 他のいじめ同様、いじめが疑われる状況が発生した場合は、いじめ防止対策委員会を中心に対応する。
- ② 不適切な書き込みなどは直ちに削除要請を行う。また、必要に応じて警察や法務局などにも協力を求める。
- ③ 情報モラル教育を推進し、生徒に、トラブルに巻き込まれない・起こさないことを徹底して指導し、理解させる。また、PTA活動や懇談会等を利用し、保護者への啓発も行う。

(6) 「性的マイノリティ」や「多様な背景を持つ生徒」への対応

- ① 「性的マイノリティ」とされる生徒に対して、保護者との共通理解を図り、当該生徒のプライバシーに十分配慮しながら、日頃からの適切な支援を行う。また、他の生徒に対する必要な指導や啓発を組織的に行う。
- ② 「多様な背景を持つ児童生徒」については、保護者との共通理解を図り、日常的に、当該生徒の特性等を踏まえた適切な指導・支援を行う。また、周囲の生徒に対する必要な指導や啓発を組織的に行う。

7. 重大事態への対応

- ① いじめにより当該学校に在籍する生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより当該学校に在籍する生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「重大事態について」…いじめ防止対策推進法第28条より

(1) 重大事態の発生と報告

重大事態が発生した場合、拓心中学校いじめ防止対策委員会を招集するとともに、速やかに教育委員会に報告する。

(2) 重大事態に対する調査及び組織

- ① 重大事態であると判断した場合は、速やかに当該重大事態に係る調査を行う。(いじめ防止対策推進法第28条)
- ② 調査は教育委員会と連携して実施し、調査により明らかになった事実関係について、いじめられた生徒や保護者に対して適切に情報提供を行い、説明責任を果たす。
- ③ 調査用紙はその内容などについて、外部の有識者などの意見を取り入れるなどして作成し、信頼性・妥当性の高い調査となるように留意する。
- ④ 調査方法について、特に生徒の自殺があった場合は、「生徒生徒の自殺が起きたときの背景調査の在り方について(平成23年6月1日 文部科学省初等中等教育局長)」を参考にする。
- ⑤ 調査により明らかになった事実関係は、いじめを受けた生徒・保護者に対して説明する。

(3) 警察との連携

「いじめ防止対策推進法」 第23条第6項 ～いじめに対する措置～

学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

① 学校が警察に相談・通報し、適切な援助を求める具体例

該当し得る犯罪	学校で起こり得る事案の例
暴行 (刑法第208条)	▪ ゲームや悪ふざけと称して、繰り返し同級生を殴ったり、蹴ったりする。 ▪ 無理矢理ズボンを脱がす。
傷害 (刑法第204条)	▪ 感情を抑えきれずに、ハサミやカッター等の刃物で同級生を切りつけケガをさせる。
強制わいせつ (刑法第176条)	▪ 断れば危害を加えると脅し、正規や胸・お尻を触る。

恐 喝 (刑法第249条)	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる。 ▪ 断れば危害を加えると脅し、オンラインゲームのアイテムを購入させる。
窃 盗 (刑法第235条)	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 靴や体操服、教科書等の所持品を盗む。 ▪ 財布から現金を盗む。
器物損壊等 (刑法第261号)	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 自転車を壊す。 ▪ 制服などの着衣をカッターで切り裂く。
強 要 (刑法第223条)	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 度胸試しやゲームと称して、無理矢理危険な行為や苦痛に感じる行為をさせる。
脅 迫 (刑法第222条)	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 本人の裸などが写った写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す。
名誉毀損、侮辱 (刑法第230条) (刑法第231条)	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上に実名をあげて、身体的特徴を指摘し、気持ち悪い、不細工などと悪口を書く。
自殺関与 (刑法第202条)	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 同級生に対して「死ね」と言ってそそのかし、その同級生が自殺を決意して自殺した。
児童ポルノ提供等 (児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律7条)	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 同級生に対して、スマートフォンで自身の性器や下着姿などの写真・動画を撮影して送るよう指示し、自己のスマートフォンに送らせる。 ▪ 同級生の裸の写真・動画を友達1人に送信して提供する。 ▪ 同級生の裸の写真・動画をSNS上のグループに送信して多数の者に提供する。 ▪ 友達から送られてきた児童ポルノの写真・動画を、性的好奇心を満たす目的でスマートフォン等に保存している。
私事性的画像記録提供 (リベンジポルノ)(私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律第3条)	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 元交際相手と別れた腹いせに性的な写真・動画をインターネット上に公表する。

8. 年間計画

月	行事予定	未然防止・早期発見	ネットいじめ	教員研修	計画・検証
4	着任式 1学期始業式・ 入学式	学級オリエンテーション 道徳の授業(通年) 学級担任会議(通年)		基本方針の確認 年度当初生徒情報共有	新年度対策会議 防止対策委員会
5	1年宿泊研修 修学旅行	スクールカウンセラー教育相談 二者面談(保護者) いじめ調査① Q-U検査①		村研保小中交流	学校運営協議会

6	管内中体連陸上・柔道・剣道大会 第1回定期テスト	スクールカウンセラー教育相談 二者面談（生徒）			
7	管内中体連球技大会 1学期終業式	スクールカウンセラー教育相談 生徒指導連絡協議会 教育相談 三者面談（3年） 夏季休業生活指導	スマホ・ネット 利用安全教室	生徒指導連絡協議会の環流 事例研修	学校評価 1学期反省
8	2学期始業式 体育祭	スクールカウンセラー教育相談 夏季休業生活アンケート	ネットパトロール		
9	2年職場体験	スクールカウンセラー教育相談			学校運営協議会
10	学校祭	スクールカウンセラー教育相談 Q-U検査			防止対策委員会 教員評価シート
11		スクールカウンセラー教育相談 いじめ調査 三者面談（3年）			
12	2学期終業式	スクールカウンセラー教育相談 生徒指導連絡協議会 教育相談 冬季休業生活指導	スマホ・ネット 利用注意喚起	事例研修 生徒指導連絡協議会の環流	学校評価 2学期末反省
1	3学期始業式	スクールカウンセラー教育相談 冬季休業生活アンケート	ネットパトロール		
2	公立高推薦入試 私立高入試	スクールカウンセラー教育相談 生徒指導連絡協議会		村研保小中交流	年度末反省 防止対策委員会
3	公立入試 卒業式 修了式	スクールカウンセラー教育相談 教育相談 三者面談（1・2年） 春季休業生活指導 小学校との引き継ぎ・交流			学校運営協議会 教員評価シート

9. 参考資料

いじめの兆候

(1) いじめ被害が疑われる生徒の兆候の例

【学校での様子】

〈学校生活全体〉

- ① 遅刻・早退を繰り返し、欠席も目立ってくる。
- ② 始業時刻ぎりぎりの登校が多い。
- ③ 衣服の汚れや破れ、打撲、擦り傷などが見られる。

- ④ 無口で覇気がなくなり、学習意欲や成績が低下してくる。
- ⑤ 笑わなくなり、元気がなくなる。
- ⑥ 下を向いて、視線を合わそうとしない。
- ⑦ 教師と話すときに不安な表情をする。
- ⑧ 独り言を言ったり、急に大声を出したりする。
- ⑨ 何となく浮かぬ顔のときが多くなり、おどおどしている。
- ⑩ 問題を起こすグループの一員として行動するようになる。
- ⑪ まわりから悪口を言われても、反発しなくなる。
- ⑫ 学校や学級の係などを辞めたいと言いだす。
- ⑬ 浮かぬ顔で一人遅れて教室に入ってくる。
- ⑭ 忘れ物が多くなる。
- ⑮ 特定の友達の言いなりになっている。
- ⑯ 用事が無いのに学校に残っている日がある。
- ⑰ 急いで一人で帰宅する。
- ⑱ 日記、作文、絵画等に気にかかる表現や描写が表れる。
- ⑲ おどおどやぼんやりが多くなる
- ⑳ わけもなく教師にすり寄ってくる。
- ㉑ 小さな失敗を気にしすぎる。
- ㉒ 言葉遣いが荒れた感じになる。
- ㉓ 校則違反、万引き等の問題行動が目立つようになる。

〈授業中や学級での生活〉

- ① 授業に意欲をなくし、集中力に欠けることが多くなる。
- ② 何かと理由をつけて保健室へ行く。
- ③ 周囲の友達に異常なほどの気遣いをする。
- ④ 文字が雑になったり、暗い絵が多くなったりする。
- ⑤ 発言すると野次や冷やかしの声上がる。
- ⑥ 教師が褒めると、まわりが嘲り笑ったり、しらけたりする。
- ⑦ 配付したプリントが渡ってこないことがある。
- ⑧ これまで仲のよかったグループから外れるようになる。
- ⑨ 座席の机が周囲の子から離されている。
- ⑩ 座席替えなどでその子の隣に座るのを嫌がる子が多くなる。
- ⑪ グループ替えなどで、最後まで所属するところが決まらないことがある。
- ⑫ 本人の持ち物が壊されたり、なくなったりする。
- ⑬ 出席確認の際、返事の声が小さい。
- ⑭ 涙を流した気配が感じられる。
- ⑮ 周囲が何となくざわついている。
- ⑯ 授業開始の際、一人だけ遅れて教室に入る。
- ⑰ 責任ある係などの選出の際、冷やかし半分に名前が挙げられる。
- ⑱ 不真面目な態度で授業を受ける。
- ⑲ ふざけた質問をする。
- ⑳ テストを白紙で出す。

〈休み時間〉

- ① 休み時間には、よく保健室や職員室へ来て時間を過ごす。
- ② トイレに長く入っている。
- ③ 一人で何かをしていたり、ぼつんとたたずんでいたりする。
- ④ わけもなく階段や廊下等を歩いている。
- ⑤ 遊びの中で、笑いものにされたり、からかわれたり、命令されたりする。
- ⑥ 遊びの中で孤立しがちになる。
- ⑦ 遊びの中で、いつも同じことをやらされている。
- ⑧ プロレスごっこや制裁ごっこのような遊びによく加えられている。
- ⑨ 一人での行動が多くなり、団体行動を避けるようになる。
- ⑩ 大声で歌う。
- ⑪ 仲良しでない者とトイレに行く。

〈昼食時間〉

- ① 給食(弁当)を残したり、食欲がなくなったりする。
- ② 嫌われるメニューの時に多く盛られる。
- ③ その子どもが配膳すると嫌がられる。
- ④ 好きな物を友達に譲る。

〈清掃時間〉

- ① 一人で掃除や片づけをしていることが多い。
- ② 目の前にゴミを捨てられる。
- ③ 椅子や机がぼつんと残る。
- ④ さぼることが多くなる。
- ⑤ 人の嫌がる仕事を一人でする。

【家庭での様子】

- ① 登校時間になると頭痛、腹痛などを訴え、登校を渋るようになる。
- ② 学校行きたくないと言いだすことが増える。
- ③ 転校したい、生まれ変わりたい、などともらすようになる。
- ④ 口数が少なくなり、学校のことや友達のことを話さなくなる。
- ⑤ 食欲がなくなったり、体重が減少したりする。
- ⑥ 外出しなくなり、人におびえるようになる。
- ⑦ メモや日記に悩みが書きこんであることがある。
- ⑧ 衣服が汚れていたり、けがをして帰宅したりすることが多くなる。
- ⑨ 身体や持ち物の外からは見えない部分に落書きがされている。
- ⑩ 家の金銭をもちだしたり、買い与えたものがなくなったりする。
- ⑪ いらいらしたり、おどおどしたりして落ち着きがなくなる。
- ⑫ 家族に対してかたくなになってくる。
- ⑬ 親や兄弟に反抗したり、八つ当たりしたりする。
- ⑭ ペットなどをいじめるようになる。
- ⑮ 助けを求めるうわごとを言ったり、不眠を訴えたりする。
- ⑯ 不良じみた友達が訪ねてくることがある。
- ⑰ 携帯電話に友達からの呼び出しが頻繁に入る。

- ⑱ 部屋に閉じこもるようになり、ため息をついたり、涙を流したりする。
- ⑲ 友達を避けようとする。
- ⑳ 先生が嫌いだという。
- ㉑ 休日や夏休み中等は症状が無い。

【地域での様子】

- ① 同じ子が何度も自転車の修理にやってくる。
- ② 公園や街角で、個人を中傷した落書きをよく見る。
- ③ いつも同じ子が飲食物などを買いに使い走りされている。
- ④ 登下校の時にいつも同じ子が他の子のカバンや用具等を持たされている。
- ⑤ いつも同じ子が笑い者にされたり、からかわれたり、命令されたりしている。
- ⑥ プロレスごっこなどの遊びによく加えられている。

(2) いじめ加害が疑われる生徒の兆候の例

【家庭での様子】

- ① 特定の子を無視したり、仲間はずれにしたりしている言動が見られる。
- ② 他人をばかにしたり、悪口を言ったりする。
- ③ 特定のグループでの行動が多く見られる。
- ④ 買い与えていない物品を持っている。
- ⑤ 心当たりのないお金を持っている。
- ⑥ お金や物を「もらった」「借りた」「おごってもらった」が、多い。
- ⑦ 親と顔を合わせたり、会話したりすることを嫌がる。
- ⑧ パソコンや携帯電話で、他人を非難するメールを書きこんでいる。
- ⑨ 友達の名前を呼び捨てにしたり、友達を手下のように使ったりしている。
- ⑩ 勉強さえできればいいといった言動がよくある。
- ⑪ 言葉づかいが乱暴である。
- ⑫ 年下や自分より弱い立場の子に対して高圧的である。
- ⑬ 小さな注意にも、激しい反抗的態度やたかさんの言い訳をする。
- ⑭ 強い半面、臆病な面があったり、急に泣いたりする。

第一章 総則

- 1 「いじめ」を「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義すること。
- 2 いじめの防止等のための対策の基本理念、いじめの禁止、関係者の責務等を定めること。

第二章 いじめ防止基本方針等

- 1 国、地方公共団体及び学校の各主体は、「いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針」の策定を定めること。（国及び学校は策定の義務、地方公共団体は策定の努力義務）
- 2 地方公共団体は、関係機関等の連携を図るため、学校、教育委員会、児童相談所、法務局、警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができること。

第三章 基本的施策

学校の設置者及び学校が講ずべき基本的施策として、①道徳教育等の充実、②早期発見のための措置、③相談体制の整備、④インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進を定めるとともに、国及び地方公共団体が講ずべき基本的施策として、⑤いじめの防止等の対策に従事する人材の確保等⑥調査研究の推進、⑦啓発活動等について定めること。

第四章 いじめの防止等に関する措置

- 1 学校は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理・福祉等の専門家その他の関係者により構成される組織を置くこと。
- 2 個別のいじめに対して学校が講ずべき措置として、①いじめの事実確認と設置者への結果報告、②いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援、③いじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言について定めるとともに、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときの警察との連携について定めること。
- 3 懲戒、出席停止制度の適切な運用等その他いじめの防止等に関する措置を定めること。

第五章 重大事態への対処

- 1 学校の設置者又は学校は、重大事態（※1）に対処し、同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- （※1）
- 一 いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - 二 いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

- 2 学校の設置者又は学校は、1の調査を行ったときは、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 学校は、重大事態が発生した旨を地方公共団体の長等に報告、地方公共団体の長等は、必要と認

めるときは、1の調査の再調査を行うことができ、また、その結果を踏まえて必要な措置を講ずるものとする。

第六章 雑則

学校評価における留意事項及び高等専門学校における措置に関する規定を設けること。

いじめ対策における国・地方公共団体・設置者・学校（教職員）・保護者の主な役割

★：義務 ◆：努力義務 ○：責務 ※：望ましい

- 【国】 ★「いじめ防止基本方針」の策定（法第11条）
○いじめの防止等のための対策を総合的に策定・実施
- 【地方公共団体】 ◆「地方いじめ防止基本方針」の策定（法第12条）
※「いじめ問題対策連絡協議会」の設置（法第14条第1項）
○地域の状況に応じた施策の策定・実施
- 【学校の設置者】 ※いじめ防止等の対策を実効的に行うための附属機関の設置（法第14条第3項）
★設置する学校に対する必要な支援等または必要な調査の実施（法第24条）
○いじめの防止等のために必要な措置の実施
- 【学校・教職員】 ★「学校いじめ防止基本方針」の策定（法第13条）
★「学校いじめ対策組織」の設置（法第22条）
★いじめに対する措置（法第23条）
○学校全体でのいじめの防止・早期発見と対処
- 【保護者】 ◆児童等への指導、いじめの防止等のための措置への協力（法第9条第1項・第3項）
★児童等の保護（法第9条第2項）
○子の教育についての第一義的責任

■いじめ問題対応の基本



